

別府市指定ごみ袋廣告取扱要領

制定 令和2年1月9日

別府市告示第7号

一部改正 令和5年10月26日

別府市告示第428号

(趣旨)

第1条 この要領は、別府市有料廣告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号。以下「要綱」という。）第4条及び第15条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年別府市条例第8号）第4条第2項に規定する指定袋（以下「指定ごみ袋」という。）に有料で廣告掲載することに關し必要な事項を定めるものとする。

(廣告掲載の仕様)

第2条 指定ごみ袋に設ける廣告枠の数、位置及び大きさ、指定ごみ袋に廣告掲載する廣告（以下「廣告」という。）の規格及び基準、廣告掲載に係る料金（以下「廣告掲載料」という。）等は、別表に定めるとおりとする。

(廣告の募集)

第3条 广告の募集は、市ウェブページ又は市報べっぷへの掲載その他の方法により行う。

(廣告掲載の申込み)

第4条 指定ごみ袋に廣告掲載を行おうとする者は、市長が定める期日までに、指定ごみ袋廣告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 广告の原稿

(2) 市税の納税証明書（市税の未納がないことがわかるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込み（以下「廣告掲載申込み」という。）は、一の事業者につき、一の廣告枠に限る。ただし、市長が認める場合は、この

限りでない。

(広告掲載の承諾)

第5条 市長は、広告掲載申込みがあったときは、その内容を審査の上、広告掲載の承諾の可否を決定し、指定ごみ袋広告掲載の承諾について(様式第2号)又は指定ごみ袋広告不掲載決定通知書(様式第3号)により、当該広告掲載申込みを行った者に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の承諾を決定する場合において、別表に定める広告掲載の仕様に適合する広告掲載申込みが広告枠の数を超えるときは、次に掲げる順序の順位に従い決定するものとする。この場合において、同一順位の広告掲載申込みが決定すべき広告枠を超えるときは、順次抽選により決定するものとする。

- (1) 市内の事業所等に関する広告に係る広告掲載申込み
- (2) 前号以外の広告掲載申込み

(確認書等の提出)

第6条 前条第1項の規定による広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定した期日までに指定ごみ袋広告掲載の確認書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 広告主は、市長が指定した期日までに広告の電磁的記録を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を前納しなければならない。この場合において、市長が交付する納付書を使用し、支払うこととする。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した指定ごみ袋に係る既納の広告掲載料とする。この場合において、返還する広告掲載料には、利子を附さない。

(広告掲載の取りやめ)

第8条 要綱第8条の規定にかかわらず、広告主は、第6条の規定により

指定ごみ袋広告掲載の確認書を提出した後は、広告掲載を取りやめることはできない。

(広告掲載に係る契約の解除通知)

第9条 市長は、要綱第10条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、指定ごみ袋広告掲載の契約の解除について(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(免責)

第10条 広告掲載に関して、市が広告主に対し損害賠償責任を負ったときは、その賠償額は、その原因となる広告掲載に係る広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第11条 広告掲載に関する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年1月9日別府市告示第7号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年10月26日別府市告示第428号)

この要領は、告示の日から施行する。

別表

広告掲載の仕様

(広告枠の数、位置、大きさ等)

1 指定ごみ袋に設ける広告枠の数、位置、大きさ等は、次のとおりとする。

- (1) 広告枠を設ける指定ごみ袋は、可燃物用（大）とする。
- (2) 広告枠の数は、2とする。
- (3) 広告枠の位置は、指定ごみ袋の表面の中央部分とする。
- (4) 広告枠の大きさは、縦170mm程度、横210mm程度とする。
- (5) 広告枠の位置図は、別図のとおりとする。
- (6) 広告枠の指定は、できない。

(広告の規格、基準等)

2 広告の規格、基準等は、次のとおりとする。

- (1) 広告で使用できる色は、1色（黒色）とする。
- (2) 広告には、広告主の名称、所在地及び電話番号を表示しなければならない。この場合において、広告主の名称は店名等一般的に広告主を認識できる通称名を、所在地及び電話番号は店舗等の情報を表示することができる。
- (3) 広告は、別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号）に定める基準に適合するものでなければならない。
- (4) 次に掲げる広告は、広告掲載しない。
 - ア 過度に注目を誘引するなど指定ごみ袋にそぐわないデザインの広告
 - イ 業種及び事業内容が不明確な広告

(広告掲載料)

3 広告掲載料は、1の広告枠につき150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

別図



様式第1号（第4条関係）

年　月　日

指定ごみ袋広告掲載申込書

別府市長 あて

指定ごみ袋への広告掲載を次のとおり申し込みます。

広告申込者	所 在 地	〒		
	名 称			
	代表者職氏名			
	業 种			
	担当者	部 署		
氏 名				
電 話			FAX	
E メール				
添付書類		(1) 広告の原稿（完成画像又は広告図案） (2) 市税の納税証明書（市税の未納がないことがわかるもの） (3) その他市長が必要と認める書類（ ）		

備考

- ※ 申込みに当たっては、別府市有料広告掲載要綱、別府市広告掲載基準及び別府市指定ごみ袋広告取扱要領の規定に同意し、その内容を遵守します。
- ※ 完成画像又は広告図案を添付してください。
- ※ 広告を画像データ以外で申し込んだ場合は、掲載承諾後に完成画像データを提出していただきます。
- ※ 広告には、広告申込者の名称、所在地及び電話番号を含む必要があります。

様式第2号（第5条関係）

第
年
月
日
号

様

別府市長

印

指定ごみ袋広告掲載の承諾について

指定ごみ袋への広告掲載について、下記のとおり承諾しました。

広告の内容 (条件)		
広告掲載料	合計	円（消費税込み）
掲載条件等	別府市有料広告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号）、別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号）及び別府市指定ごみ袋広告取扱要領（令和2年別府市告示第7号）の規定による。	

下記の事項について、それぞれの期日までに手続をお願いします。

1 別添の「確認書」を御精読のうえ、記名押印して提出してください。	年 月 日まで
2 完成画像を提出してください。	年 月 日まで
3 別添の「納付書」により広告掲載料を納付してください。	各納付書に記載の納期まで

※広告掲載料は、納付書に記載の金融機関で納付をお願いします。

様式第3号（第5条関係）

第
年
月
号
日

様

別府市長

印

指定ごみ袋広告不掲載決定通知書

指定ごみ袋への広告掲載にお申込みいただき誠にありがとうございました。

折角のお申込みをいただきましたが、今回の募集では、下記の理由により、貴殿からお申込みいただいた広告は、掲載することができませんでした。

掲載の御希望をお断りすることになり申し訳ございません。ぜひ、次回の募集の際にも広告掲載を御検討いただきますようお願いいたします。

記

掲載できない理由

- 1 申込みが募集の広告枠数を超えたため、市内の事業所等に関する広告の申込みを優先させていただきました。
- 2 申込みが募集の広告枠数を超えたため、抽選により決定させていただきました。
- 3 その他

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

別府市長　あて

広告主　所　在　地

名　　称

代表者職氏名

印

指定ごみ袋広告掲載の確認書

年　月　日付け　第　　号で通知のあった指定ごみ袋広告掲載の承諾について、下記の事項並びに別府市有料広告掲載要綱、別府市広告掲載基準及び別府市指定ごみ袋広告取扱要領の規定を確認し、遵守して広告掲載を行います。

広告の内容 (条件)		
広告掲載料	合計	円（消費税込み）

様式第5号（第9条関係）

第
年
月
日
号

様

別府市長 印

指定ごみ袋広告掲載の契約の解除について

指定ごみ袋の広告掲載について、次のとおり契約を解除しました。

記

1 契約の解除日 年 月 日

2 契約の解除の対象となる作成年度 年度分

3 契約の解除の理由

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付がありませんでした。
- (2) 指定した期日までに確認書の提出がありませんでした。
- (3) 指定した期日までに広告の完成画像の提出がありませんでした。
- (4) その他 ()

4 広告掲載料

契約の解除が広告主の責めに帰すことができない事由による場合を除き、納付済みの広告掲載料は返還しません。